|  |  |
| --- | --- |
| 　平成　27年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞　 |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第23号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 地方教育行政改正案成立による「教育委員会」制度の改悪について。1. 教育委員会制度は国や首長から独立した行政組織であったが、この条例により国と首長の支配下に置かれることになる。教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割を与え、教育委員会のトップに据える。

今は、教育委員会が教育長を任命も罷免もできるが、今後は首長が議会の同意を得て任命するように変えられる。また教育委員会は教育長に対する指揮監督の権限も奪われることになる。この教育委員会の独立性は、教育とは子供の成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子供の人間的な触れ合いを通じて行われるものであるから自主性や自立が欠かせず、何を教えるかは教育学に基づくもので首長によるものではないという考え方から貫かれてきたもののはずである。だからこそ憲法で政治権力による教育内容への介入支配を厳しく禁じているが、この条例は教育の自由と自主性を奪うものではないのか。1. これまで基本的に教育委員会の権限で決めていた教育政策の大本となる「大綱」は、この条例によって首長が権限を持つ。しかもこの「大綱」は、国の「教育振興基本計画」を参酌することが求められている。

異常な「愛国心」教育の押し付けなどの内容が盛り込まれて来れば、藤枝市はそれに対してどういう歯止めを行うつもりか。国いうがままに政治が教育行政に介入しゆがめる状況を進めていくのか。 |